事　務　連　絡
平成24年５月18日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）
御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その４）

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第76号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年３月５日保医発0305第１号）等により、平成24年４月１日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添１から別添３のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

なお、「疑義解釈資料の送付について（その１）」（平成24年３月30日付事務連絡）を別添４のとおり訂正いたしますので、併せて送付いたしします。

〈 別 添 １ 〉

医科診療報酬点数表関係

【入院基本料(病院)】

（問１）旧7対1から新７対１へ届出を行う際に、届出前１か月間の月平均夜勤時間数の実績が72時間以下という基準を満たさず、１割以内の変動範囲で75時間だった場合、届出できるのか。

（答）　1割以内の変動であれば、新7対1を届出することは可能である。

【精神科専門療法】

（問２）精神科訪問看護･指導料（Ⅱ）は、「精神障害施設に入所している複数のものに対して指導した場合に算定する。」とあるが、「精神障害施設に入所している１人のものに対して指導した場合」には、精神科訪問看護･指導料（Ⅰ）を算定できるのか。

（答）　算定できる。

【K939-2術中血管等描出撮影加算】

（問３）術中血管等描出撮影加算はどのような場合に算定するのか。

（答）　現時点では、脳神経外科手術時においてインドシアニングリーンを用いて、蛍光測定等により血管や腫瘍等を確認した際に算定する。単にX線用、超音波用又はMRI用の造影剤を用いたのみでは算定できない。

【Ｃ157酸素ボンベ加算等】

（問４）Ｃ157酸素ボンベ加算等について、２月に２回に限り算定することとなったが、平成２４年３月分を平成２４年４月に算定することは可能か。

（答）　不可

〈 別 添 ２ 〉

医科診療報酬点数表関係（ＤＰＣ）

【退院時処方の取扱い】

（問12－６）「フォルテオ皮下注キット600μg」について、入院中に薬剤料を算定する場合は、フォルテオ皮下注キット600μgの薬価を28（日分）で除したものを１日分（１回分）の薬剤料として算定することとされているが、入院中に処方したフォルテオ皮下注キット600μgについて、入院中に使用しなかった分については、それに相当する日数分を退院時に処方したものとすることは可能か。

（答） 入院中に処方したフォルテオ皮下注キット600μgについて、入院中に使用しなかった分については、引き続き在宅で使用する分に限り、退院時に処方したものとして差し支えない。

〈 別 添 ３ 〉

訪問看護療養費関係

（問１）訪問看護指示書の有効期間は６か月となっているが、介護職員等喀痰吸引等指示書の有効期間は同じく６か月か。

（答）　そのとおり。

〈 別 添 ４ 〉

＜医科診療報酬点数表関係（ＤＰＣ）＞

１６．診療報酬明細書関連

~~（問１６－１０）３５万点を超える診療報酬明細書には、従来どおり「症状詳記用紙」及び「日計表」の添付が必要になるのか。~~

~~（答）そのとおり。~~